

各 位

受託候補者特定基準に関する回答書

質問				
No.	—	項 目 名	質問の内容	回 答
1	—	4－5. 事業実施に関する事項の算定方法	消化ガス最大買取可能量（発電設備の能力上限）とありますが、発電設備で処理可能な最大消化ガス量と考えて宜しいでしょうか（様式第2 1 号の消化ガス使用量とは異なると考えて宜しいでしょうか）？また、消化ガス最大買取可能量はどの様式に記載すればよいか、その単位（例 Nm3/日）についても御教示願います。	消化ガス最大買取可能量（発電設備の能力上限）は、様式第 1 8 号に記載された数値により市が算出（単位：Nm3/日）します。また、この量は、様式第 2 1 号の消化ガスの買取り予定量とは異なります。
2	—	4-5. 事業実施に関する事項（設計・施工）の算定方法	「最大買取可能量（発電設備の能力上限）」とは様式第 1 8 号記入の「消化ガス消費量（定格出力時）」に「発電機台数」を掛け合わせた数字から算出されるとの理解で宜しいでしょうか。 また「最大買取可能量（発電設備の能力上限）」の単位は、Nm3/日（一日あたりの消化ガス買取可能量）と解釈しておりますが、宜しいでしょうか。	前段及び後段の質問ともご理解のとおりです。